

Ⅲ 社会の状況に対応する教育

1 生徒指導

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことであり、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行うことである。また、その目的は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることである。

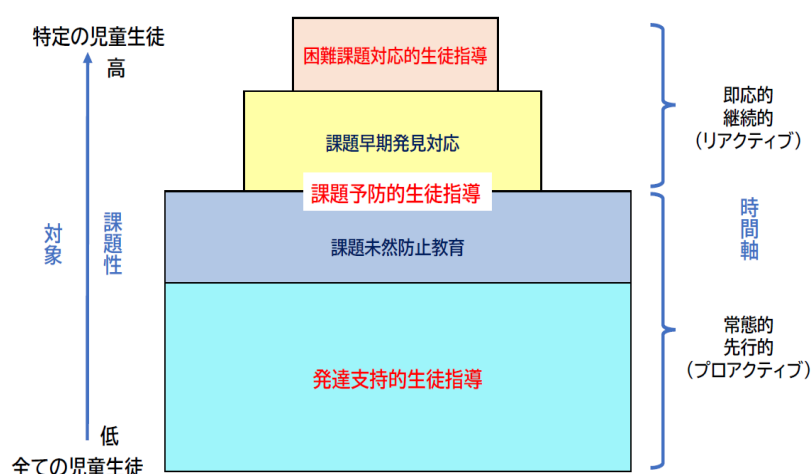
そこで、児童生徒が、深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である自己指導能力を獲得することが目指される。児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切である。その際に、特に以下の4点に留意したい。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 自己存在感の感受 | ② 共感的な人間関係の育成 |
| ③ 自己決定の場の提供 | ④ 安全・安心な風土の醸成 |

教育現場では、いじめ・不登校・暴力行為等が相互に関連しながら、憂慮すべき様々な問題等が生じている。教員は、こうした事態を真摯に受け止め、児童生徒への共感的な理解を一層深め、児童生徒の健全育成と問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に努めなければならない。そのためにチーム学校を意識して組織的に取り組む体制を確立し、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、全ての児童生徒の人格のよりよき発達と自己指導能力の育成を目指し、学校生活が有意義で魅力あるものになるよう、指導・支援を充実しなければならない。

1 生徒指導の構造

(1) 全ての児童生徒を対象とした生徒指導を充実させよう



【生徒指導の重層的支援構造】

（「生徒指導提要」令和4年12月文部科学省）

日々の教育活動の中では、不登校やいじめ等、特定の児童生徒に関わる対応に追われがちである。令和4年に改訂された生徒指導提要では、課題未然防止教育や発達支持的生徒指導といった全ての児童生徒を対象とした生徒指導の重要性が述べられている。

発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への声かけや対話、個と集団への働きかけ、日常的な教育活動を通して、全ての児童生徒の発達を支える働きかけを行う。このような働きかけを、各教科や特別活動等とも密接に関連させて取組を進めることも重要である。

課題未然防止教育は、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、いじめ防止教育、SOS の出し方教育、情報モラル教育等意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施することである。

(2) 早期発見・早期対応に取り組むとともに、新たな一人を出さない取組を推進しよう

【取組の重点】

○まず一人を救う（早期発見・早期対応）

- ＜見　る＞ ・ 予兆を含めた問題の初期段階に見られる変化を見逃さず迅速に対応する。
- ＜関わる＞ ・ 積極的な関わりを通して信頼関係を築くとともに、適切な対応をする。
- ＜つなぐ＞ ・ 個人、学校で抱え込まず、校内・関係機関との連携の充実に努めるとともに、学校段階間においても情報共有を丁寧に行い、支援体制を整える。

○新たな一人を出さない（未然防止）

- ＜整える＞ ・ あらゆる機会を通して、児童生徒理解に努め、自己有用感・自己肯定感を高める指導体制づくりをする。
- ・ チーム学校を意識し、魅力ある学校づくりを目指す。

早期発見・未然防止のためには、教員の強みを生かして、「ちょっとした変化」や「小さな成長」に目を向け、その気付きを支援に生かす「スクリーニング」が有効である。

2 いじめ・不登校への対応

(1) いじめの未然防止、早期発見・早期対応、解消に努めよう

いじめの認知率を高め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけることが求められる。日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努める。予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対応を心がける。同時に、学校いじめ対策組織へ状況を報告し、継続的な指導・援助が必要な場合は、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進める。保護者とも連携しながら、被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直し等が、目指すところである。

(2) 「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指そう

「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指すことが、いじめ防止につながると捉える。その際、児童生徒の基本的な人権に十分に配慮しつつ、次のような点に留意することが重要である。

【安全で安心な学校づくり・学級づくり】のための観点】

- ・ 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。
- ・ 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれる。
- ・ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
- ・ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

「いじめはよくない」とほとんどの児童生徒が分かっているにもかかわらず小4～中3までの6年を追跡すると、9割の児童生徒がいじめた経験をもっているという調査結果がある。頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように働きかけることが重要である。

また、いじめの重大事態については、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月30日改訂)」に基づいて適切に対応することが重要である。その際に、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことに留意する。

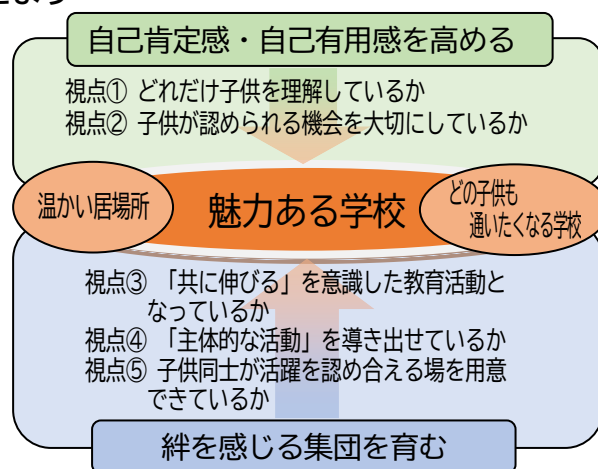
(3) 自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する不登校児童生徒支援を目指そう

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められる。

支援を考える上で必要なのが、不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげるアセスメントの視点である。教職員が考える不登校のきっかけと、児童生徒自身による回答には、ずれが生じることもあり、きっかけそのものが「分からない」と回答する児童生徒も少なくない。また、数年後に「本当はいじめが原因だ」と当初とは異なる申し出をすることもある。そのため、「なぜ行けなくなったのか」と原因のみを追求したり、「どうしたら行けるか」という方法のみにこだわったりするのではなく、どのような学校であれば行けるのかという支援ニーズや、本人としてはどうありたいのかという主体的意思、本人がもっている強みや興味・関心も含め、不登校児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援を行うことが重要である。

(4) 自己肯定感と自己有用感を高める取組を充実させよう

不登校対策につながる発達支持的生徒指導として、児童生徒が、「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級づくり・集団づくりを目指すことが求められる。授業においても、児童生徒一人一人の学習状況を把握した上での「指導の個別化」や児童生徒の興味・関心に応じた「学習の個性化」を目指して、個別最適な学びを実現できるような指導の工夫をすることが大切である。



3 今日的な課題への対応

(「生徒指導リーフNo. 9-2」 令和5年3月愛知県)

(1) 児童虐待(身体的・心理的・性的虐待、ネグレクト)やヤングケアラーを早期に発見しよう

児童虐待を受けた児童生徒については、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響があることを念頭に置いて、児童虐待の発見と対応に努める必要がある。

【虐待が疑われる場合の対応】

- ① 速やかにできる範囲の情報を収集する。
- ② 市町村の児童虐待担当課への相談、福祉事務所もしくは児童相談所に通告する。
- ③ 通告後も、継続的に関係機関等と緊密に連携して、児童生徒への援助ができるようにする。

(2) SOSの出し方、受け止め方に関する取組をしよう

文部科学省の「子供に伝えたい自殺予防(平成26年)」において、児童生徒を対象とする自殺予防教育の目標として示されているのは、「早期の問題認識(心の危機に気付く力)」と「援助希求的態度の促進(相談する力)」の二点である。具体的なポイントとして①心の危機のサインを理解する、②心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ、③地域の援助機関を知るの三つがあげられる。自殺予防教育の実施については、教職員間でその必要性についての共通理解を図るとともに、保護者や地域の人々、関係機関等を含めた、合意形成を進める必要がある。

(3) 情報モラル教育を進めよう

近年、「ネット上のいじめ」の問題や、有害サイトへのアクセス、SNS等のトラブル等で、犯罪に巻き込まれる事件が相次いでいる。また、1人1台端末を用いての問題行動も見られるようになった。

そこで、学校では情報モラル教育の全体計画を策定し、学校全体で推進することが大切となる。インターネットやスマートフォン等の使用については、特に家庭でのルールづくりが必要であることから、「児童生徒自身が被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手を貸したり、傍観したりしない」という視点で保護者に対して啓発していくことが大切である。

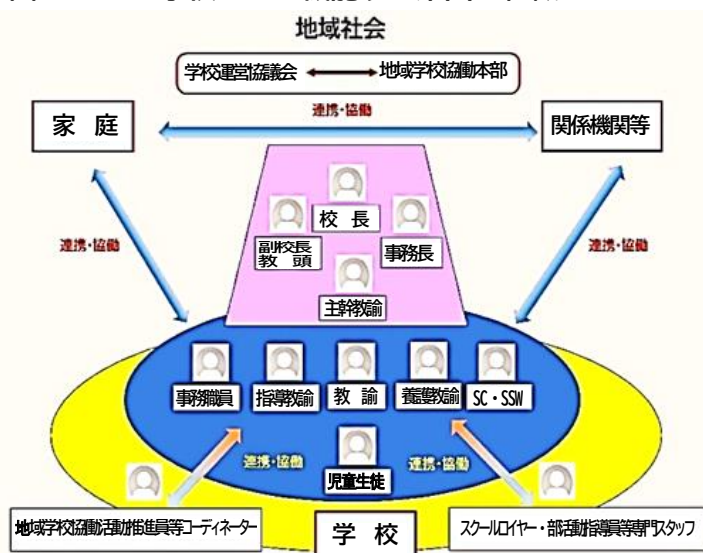
4 温かく共感的な児童生徒理解

生徒指導の基本は、教職員の児童生徒理解であり、いじめや児童虐待の未然防止においては、教職員の児童生徒理解の深さが鍵となる。児童生徒理解を深めるためには、児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要であり、また、学年担当、教科担任、部活動の顧問等による複眼的な広い視野と、養護教諭、SC、SSWの専門的な立場から児童生徒理解を行うことも大切である。

しかし、児童生徒や保護者が、教職員に対して、信頼感を抱かず、心を閉ざした状態では、広く深い児童生徒理解はできない。そのために、教職員は、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手に寄り添って理解しようとする共感的理解を心がけ、また、授業や行事等で自己開示をする、あるいは定期的な通信を発行すること等を通して、児童生徒や保護者に、教職員や学校の考えについて理解を図ることが大切である。

5 チーム学校による生徒指導体制

(1) チーム学校として機能する集団を組織しよう



(「生徒指導提要」令和4年12月文部科学省)

互いを理解し、考え方の溝を埋める必要があり、関係する人々には次のような姿勢が求められる。

【チーム学校の一員としての姿勢】

- ・ 一人で抱え込まない。
- ・ どんなことでも全体に問題を投げかける。
- ・ 管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる。
- ・ 同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする。

児童生徒が抱える現代の複雑化・多様化した問題や課題を解決するための体制整備として、左図のような「チーム学校」が求められている。「チーム学校」とは、校長のリーダーシップのもと、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校のことである。学校を基盤としたチームによる連携・協働を実現するには、知識や経験、価値観や仕事の文化の違う者同士がお互

(2) 生徒指導と教育相談を一体化し、チーム支援による相談体制を構築しよう

教育相談は、コミュニケーションを通して、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるよう働きかけるものであり、生徒指導の一環として重要な役割を担う。それを踏まえると、教育相談は、生徒指導と一体化させ、学校内外の連携に基づくチームの活動として進める必要があり、次のような姿勢が求められる。

【チームで教育相談に臨む姿勢】

- ① 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
- ② 児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
- ③ どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点をもつこと。

また、緊急性の高い事態が発生し、校内だけでは対応が難しい場合には、管理職を含めたケース会議を開き、警察等の外部機関との連携の可能性を探ることも大切である。

(3) 不適切な指導をなくし、児童生徒や保護者に信頼される教職員を目指そう

教職員による不適切な指導等が、児童生徒の不登校等のきっかけになる場合もあることから、体罰や不適切な言動等は、学校生活全体において、いかなる児童生徒に対しても決して許されないことに留意する必要がある。

【不適切な指導と考えられ得る例】

- ・ 大声で怒鳴る、ものをたたく・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせ、本人に必要な以上の罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

6 学年・学級・授業における生徒指導

(1) 学級経営を充実させよう

学級経営では、皆で話し合い、皆で決め、皆で協力して実践することを通じて、友達のよいところに気付いたり、良好な人間関係を築いたりすることが大切である。このような自発的・自治的な活動の充実を図ることで、お互いを尊重し合う温かい風土が醸成され、学習や生活の基盤として教員と児童生徒との信頼関係及び、児童生徒相互のよりよい人間関係を育むことにつながる。児童生徒が学校生活上の諸問題を自ら積極的に見だし、自主的に解決できるようにするために、教員は一人一人の思いや願いを生かし、話し合いを繰り返す過程で、集団活動の意義や活動を行う上で必要なことを理解し、「なすことによって学ぶ」という実践的な態度を身に付けていくよう援助することが大切である。

主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童生徒の発達を支援することが重要である。

【年間指導計画を立てる際のポイント】

- ・ 実践集団としての基盤となる共感的で温かな人間関係をつくる出会いの時期の充実
- ・ 安心・安全な居場所づくりに必要な規範意識の醸成
- ・ 自ら考え、選択し、決定し、発表し、実践する体験としての学びの循環
- ・ 集団の場面でのガイダンスと、個に対するカウンセリングによる支援

(2) 児童生徒理解を基盤に、個に応じた教科指導を充実させよう

各教科の目標には、生徒指導の目的と重なり合うものがあるため、学習指導と生徒指導を分けて考えるのではなく、相互に関連付けながら、両者の充実を図ることが重要である。そのためには、学習状況のきめ細かな把握に努め、継続的で確かな児童生徒理解に基づく個に応じた指導の充実が不可欠である。

教科の指導に児童生徒理解を通じて得た情報を生かすには、情報収集の方法を工夫する必要がある、主な方法として、以下のようなものが考えられる。

【主な情報収集の方法】

- ① 授業観察からの主観的情報の収集
- ② 課題・テスト・各種調査・生活日誌等からの客観的情報の収集
- ③ 出欠・遅刻・早退、保健室の利用等の客観的情報の収集
- ④ ICTを活用した客観的情報の収集

この情報に基づいて、当該児童生徒に対する配慮事項、指導目標や支援目標の設定、具体的な指導方法や支援方法を明確にして、関連する教職員が情報を共有して、チームとして取り組むことが大切である。

(3) 生徒指導につながる道徳や総合的な学習の時間を実践しよう

道徳科の授業と生徒指導には相互補完関係があり、生徒指導上の様々な問題に、児童生徒が主体的に対処できる力となる道徳性を身に付けることが求められている。コミュニケーションを通した人間的な触れ合いや、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等、多様な方法を取り入れた道徳科の授業を展開することが、生徒指導の機会にもなり、様々な問題に対処できる力を身に付けることにつながるのである。

総合的な学習の時間では、探究的な学習を実現する探究プロセスを意識した学習活動「①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現」を発展的に繰り返していくことで、自らの行動を決断し、実行する力である「自己指導能力」を育むことができる。学習活動において、教員は、児童生徒一人一人がもつ本来の力を引き出し、伸ばすように適切に支援することが必要である。

【参考資料】

<生徒指導リーフ（愛知県生徒指導推進協議会・愛知県教育委員会）>

- ・No. 1 「大切にしたい教師の言葉」 (平成25年3月)
- ・No. 2 「“学校全体で”を意識した生徒指導を展開しよう」 (平成26年3月)
- ・No. 3 「小さなサインが見えますか」 第1章～第5章（改編） (平成27年7月)
- ・No. 4 「実効性のある校内生徒指導体制の確立に向けて」 (平成26年3月)
- ・No. 5 「学校と関係機関等との連携の在り方」 (平成27年3月)
- ・No. 6-1 「問題行動等の未然防止に向けた学校と家庭との協働の在り方」 理論編 (平成28年3月)
- ・No. 6-2 「問題行動等の未然防止に向けた学校と家庭との協働の在り方」 小学校実践編 (平成29年3月)
- ・No. 6-3 「問題行動等の未然防止に向けた学校と家庭との協働の在り方」 中学校実践編 (平成29年3月)
- ・No. 7-1 「児童生徒理解を基盤とし、学習指導と生徒指導を一体化した授業づくり」 理論編 (平成30年3月)
- ・No. 7-2 「児童生徒理解を基盤とし、学習指導と生徒指導を一体化した授業づくり」 小学校実践編 (平成31年3月)
- ・No. 7-3 「児童生徒理解を基盤とし、学習指導と生徒指導を一体化した授業づくり」 中学校実践編 (平成31年3月)
- ・No. 8-1 「学級経営の充実と個が生きる集団づくりの在り方」 理論編 (令和2年3月)
- ・No. 8-2 「学級経営の充実と個が生きる集団づくりの在り方」 実践編 (令和3年3月)
- ・No. 9-1 「自己有用感・自己肯定感を高め、絆(きずな)を感じる集団づくりの在り方」 理論編 (令和4年3月)
- ・No. 9-2 「自己有用感・自己肯定感を高め、絆(きずな)を感じる集団づくりの在り方」 実践編 (令和5年3月)
- ・No. 10-1 「すべての子供の居場所となる学校教育の推進
～『スクリーニング』を活用した未然防止・早期発見のための取組を通して～」 理論編 (令和6年3月)
- ・No. 10-2 「すべての子供の居場所となる学校教育の推進
～『スクリーニング』を活用した未然防止・早期発見のための取組を通して～」 実践編 (令和7年3月)

<その他>

- ・いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定） (文部科学省) (平成29年3月)
- ・生徒指導提要（令和4年12月改訂版） (文部科学省) (令和4年12月)